

小出駐在所

令和元年12月号
茅ヶ崎警察署
小出駐在所
0467-82-0110

年末年始を安全に

令和元年12月1日(日)から令和2年1月3日(金)までの3日間、「年末年始特別警戒」を実施します。

この時期は、金融機関やコンビニエンスストア等の深夜商業施設をねらった強盗事件のほか、侵入盗やひったくり等の各種犯罪が発生するおそれがあります。

また、振り込め詐欺の発生についても高止まりの傾向が続き、だましの電話が県内全域にかけられていることから、引き続き警戒が必要で、一人一人が防犯意識を持ち、犯罪の被害に遭わないように十分注意して、明るい笑顔で新年を迎えましょう。

自転車損害賠償責任保険への加入は義務です

自転車損害賠償責任保険は、自転車事故の被害者を速やかに救済し、加害者の経済的負担を軽減するためのものです。

平成25年神戸地裁では自転車事故で約9,500万円の高額賠償の判決がありました。

自転車事故を補償できる保険は、自転車向けの保険の他、自動車保険の特約、火災保険の特約、会社や学校等の団体保険の特約、TSマーク付帯保険、クレジットカードの付帯保険があります。

ご自分の保険の状況を確認し加入が確認できなければ速やかに加入、特約などの見直しをしてください。

※神奈川県では自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を4月から施行しています

駐在所から

11月中の小出駐在所管内の犯罪発生状況は、自動車に対する器物損壊容疑2件でした。

また、小出地区ではありませんが、茅ヶ崎警察署管内では空き巣事件も発生しています。出かけるときの戸締りは忘れずをお願いします。

年末年始の運転免許手続

- ◎ 年内の運転免許手続は 令和元年12月27日(金曜日)まで行います。
新年の運転免許手続は 警察署は令和2年1月6日(月曜日)から、運転免許本部(日曜窓口)は令和2年1月5日(日曜日)から行います。
- ◎ 免許証の有効期間
令和元年12月28日から令和2年1月5日までの間に 運転免許証の有効期間(誕生日の1ヵ月後)が満了する方は、令和2年1月6日まで有効です。

ながら運転の罰則強化

令和元年12月1日から
スマホ・カーナビ等を使用・注視しながらの運転は禁止です!

☆携帯電話使用等(保持)

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 3点

反則金 大型車 25,000円

普通車 18,000円

二輪車 15,000円

原付車 12,000円

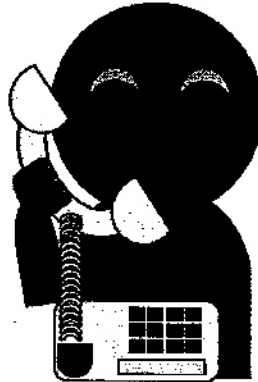
☆携帯電話使用等(交通の危険)

携帯電話の使用により交通事故を起こしたり、道路交通に具体的に危険を生じさせた場合は

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 6点

で交通反則通告制度対象外となります。



振り込め詐欺に遭わないために

留守番電話設定のお願い! 犯

●犯人は留守番電話を嫌います

●常に留守番電話設定を!

●留守番電話が作動する前に取らないで

●迷惑電話防止機能付き機器の購入検討を!

茅ヶ崎警察署管内の振り込め詐欺

平成31年1月1日～令和元年11月29日

発生 36件

被害総額 6820万2120円